

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

奈良県人事委員会規則第三十六号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の二条を加える。

（育児休業の承認）

第二条の二 条例第二条第五号ア(3)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員とする。

第二条の三 条例第二条の三第三号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第二条の三第三号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の一歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

二 常態として条例第二条の三第三号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

を含む。以下同じ。）であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である場合又は産後八週間を経過しない場合

第三条第一項中「第三条第四号」を「第三条第五号」に、「育児休業等計画書（第一号様式）」を「人事委員会が定める様式の育児休業等計画書」に改める。

第三条の二第一項中「育児休業承認請求書（第二号様式）」を「人事委員会が定める様式の育児休業承認請求書」に改め、「より」の下に「、条例第三条第八号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「一月」の下に「（条例第二条の三第三号に掲げる場合にあつては、二週間）」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員が条例第三条第八号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第四条中「前条」を「前条第一項、第二項本文及び第三項」に改める。

第五条第二項中「養育状況変更届（第三号様式）」を「人事委員会が定める様式の養育状況変更届」に改め、同条第三項中「第三条の二第二項」を「第三条の二第二項本文」に改める。

第七条の二第一号中「期間及び」を「期間、」に改め、「配偶者同行休業をしていた期間」の下に「及び職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十九年三月奈良県条例第五十三号）第二条の規定により自己啓発等休業をしていた期間」を加え、同条第三号中「期間」の下に「（期末手当及び勤勉手当に関する規則第六条第三項に規定する公務傷病等による休職者であつた期間を除く。）」を加える。

第八条中「第十一条第五号」を「第十一条第六号」に改める。

第九条の見出し中「時間」を「時間等」に改め、同条中「第十二条」を「第十二条第二号」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加え

る。

育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとの期間に区分することができない場合における条例第十二条第一号に定める一週間当たりの勤務時間については、当該育児短時間勤務をしようとする期間をその初日から四週間ごとに区分した各期間及びその最後に生ずる四週間未満の期間について、それぞれ当該一週間当たりの勤務時間となるようにするものとする。

2 条例第十二条第一号の人事委員会規則で定める時間は、四時間とする。

第十条第一項中「育児短時間勤務承認請求書（第四号様式）」を「人事委員会が定める様式の育児短時間勤務承認請求書」に改め、同条第二項中「第三条の二第二項」を「第三条の二第二項本文」に改める。

第十四条の次に次の二条を加える。

（条例第二十六条の人事委員会規則で定める非常勤職員）

第十四条の二 条例第二十六条第二号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、一週間の勤務日が三日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で一年間の勤務日が百二十一日以上である非常勤職員であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるものとする。

（条例第二十七条の人事委員会規則で定める休暇）

第十四条の三 条例第二十七条第二項の人事委員会規則で定める休暇は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号）第十五条の二の規定による介護時間及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）別表第二第十三項の規定による特別休暇とする。

第十五条第一項中「部分休業等承認請求書（第五号様式）」を「人事委員会が定める様式の部分休業等承認請求書」に改め、同条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条の規定による育児時間」を「前条に定める休暇を取得して勤務しない時間」に改め、同条第四項中「第三条の二第二項」を「第三条の二第二項本文」に改める。

第十六条第一項中「部分休業等変更請求書（第六号様式）」を「人事委員会が定める様式の部分休業等変更請求書（以下「部分休業等変更請求書」という。）」に改め、同条第二項中「（第六号様式）」を削り、同条第三項中「部分休業等変更承認簿（第七号

様式)」を「人事委員会が定める様式の部分休業等変更承認簿」に改め、同条第四項中「第三条の二第二項」を「第三条の二第二項本文」に改める。
第一号様式から第七号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。